

別紙 2 建設・解体撤去等工事仕様書

1 基本事項

- (1) 工事にあたっては、工事工程表や周辺環境に配慮した施工計画を作成し、適切な施工管理を行う。
- (2) 工事工程表については、事業スケジュールに適合し、かつ無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能が確実に確保されるよう管理する。
- (3) 市は、必要に応じて工事現場の確認を行うものとする。また、事業者は施工状況について説明を求められた場合は、速やかに回答する。
- (4) 本事業における工事については、工事实績情報システム（CORINS）（一般財団法人日本建設情報総合センター）に、工事实績情報を登録する。
なお、登録に当たっては、「建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」、「PFI工事のコリンズ登録に関する規約」等に従うこと。
- (5) 本工事に関わる現場雇用労働者（下事業者が雇用する労働者を含む。）の退職金制度について把握に努める。
なお、建設業退職金共済制度対象労働者を雇用する場合には、以下のア～エに注意し適切に運用し、オ～キの書類を市に提出する。
 - ア 事業者は、建設業退職金共済組合に加入し、本工事に必要な共済証紙の確保を行う。
 - イ 事業者は、対象労働者の共済手帳に共済証紙を貼付する。
また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図る。
なお、下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、事業者がその事務を代行する。
 - ウ 現場の状況に応じて、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示する。
 - エ その他、「建設業退職金共済制度の手引き」を参照する。（手引きについては、建設業退職金共済事業本部ホームページを参照）
 - オ 事業者は、本工事で共済証紙を購入した場合、工事着手から1箇月以内（追加購入したときは完成検査時）に掛金収納書を添付した建設業退職金共済制度証紙購入報告書及び共済証紙購入枚数の根拠がわかる資料を提出する。
なお、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用しない場合は、「不提出理由書」を提出する。
 - カ 完成検査時に証紙を貼付したことが確認できる資料を提出する。
 - キ 市が必要と認めた場合は、本制度の執行状況等の関係資料を提出する。

2 安全対策

- (1) 各種関係法令によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (2) 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、運行速度、誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃等、十分な配慮を行う。
- (3) 隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行う。
- (4) 万一の事故発生時には、直ちに適切な処置を行うとともに、遅滞なく市及び関係各機関への報告を行う。

3 近隣、環境への配慮

- (1) 各種関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。また、万一周辺地域に悪影響を与えた場合は、事業者の責任及び費用負担において対処を行う。
- (2) 周辺地域その他からの苦情等が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情等については、事業者において、工程に支障をきたさないように対処する。
- (3) 工事期間中は、工事名称、発注者、設計者、監理者、施工者及び連絡先を記載した表示板を設置するとともに、掲示板等で、近隣住民に工事内容等を周知する。
- (4) 建設機械等の使用にあたっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成13年国土交通省告示第487号）に基づくとともに、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型、低燃費機械等の使用の徹底を図る。
- (5) 型枠材料は、熱帯木材の保護の見地から、複合型枠合板（心材針葉樹材）の使用に努める。
- (6) 施工に当たっては、必要なシックハウス対策を行うほか、積極的に室内換気に努め、VOC等の拡散を図る。

4 1～5棟の解体撤去工事の際の留意点

- (1) 6棟及び7棟については、新棟建設工事期間中も存置して活用するため、不要な既設配管等の撤去に際しては、各設備の利用に支障がないよう、十分に確認を行い対応する。
- (2) 電波障害対策として、6棟及び7棟にはJ-COM（CATV）が導入されているため、解体撤去工事に先立ち、J-COMと事前協議を行い、適切に対応すること。

5 発生材の処理等

- (1) 工事による発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。），「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）等の関係法令のほか，「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守し，適正に処理しなければならない。
- (2) 「建設リサイクル法」に基づく再生資源利用計画書等の届出は，建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により作成すること。

6 特別管理産業廃棄物等の処理等

(1) PCBを含む機器類

撤去する照明器具が「使用済PCB電気機器」に該当するか調査を行い，「廃棄物処理法」，「PCB使用安定器の点検・判別について」，「使用済安定器（コンデンサ）の取扱いについて」，「使用済安定器（コンデンサ）の保管について」等関係法令を遵守し処理するとともに，以下に従い適切に処理する。

ア 撤去した照明器具，受変電設備等は，PCB使用の有無を確認し，その全リスト（機器名，形式，PCBの有無，台数等）を作成，市に提出する。

イ PCB含有物（安定器のコンデンサ等）は，ビニル袋等に梱包し，金属製保管箱に収納し，市の指示に従い所定の場所に搬入する。

ウ 保管箱には「PCB汚染物」と記したラベルを5面に添付する。

エ その他撤去機器については，PFI事業者において適正に処置する。

(2) PCB含有シーリング材

建具廻り等に用いられているポリサルファイド系シーリング材のうち，昭和43年～47年度の製品については，ポリ塩化ビフェニルを有しているおそれがあるため，「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い，市の指示した場所に保管する。

- (3) その他，特別管理産業廃棄物等の処理については，「建築物解体工事共通仕様書」による。

7 アスベスト含有建材の除去及び処理

- (1) 解体撤去対象施設にアスベスト含有部材の使用が認められる場合は，「廃棄物処理法」，「労働安全衛生法」，「石綿障害予防規則（平成26年6月1日改正施行）」，「大気汚染防止法」等の関係法令に従い，適正に処理する。

- (2) 非飛散性アスベスト含有建材（以下「アスベスト成形板」という。）の撤去に当たっては，「石綿障害予防規則」及び以下の手順により，適正に処理する。

ア アスベスト成形板の撤去

- (ア) アスベスト成形板の撤去は，内装材，外部建具等の撤去にさきがけて行う。

- (イ) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
- (ロ) アスベスト成形板の撤去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として、「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト成形板を撤去する場合は、できる限り、原形のまま撤去する。
- (ハ) 撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
- (ニ) 撤去作業には、防じんマスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。
- (ホ) 撤去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。

ア アスベスト成形板の集積、運搬等

- (イ) 撤去したアスベスト成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。
- (ロ) 細かく破碎されたアスベスト成形板は、湿潤化のうえ、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
- (ハ) 撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所であることを表示を行う。
- (ニ) アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
- (ホ) アスベスト成形板の撤去、集積、積み込み、保管等の処理が完了した場合は、市に報告する。

ウ アスベスト成形板の処分等

- (イ) アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。
なお、マニフェストには、アスベスト成形板であることを明示する。
- (ロ) 撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを市に提出する。

8 揮発性有機化合物の室内濃度の測定

工事完了後に、揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省の示す濃度指針値以下であることを確認したうえで市に報告する。

なお、測定物質のうち、いずれか1つでも測定値が厚生労働省の指針値を上回った居室については、考えられる理由及び講じる措置を市に報告し、市と協議後に、措置を講じて報告すること。

また、調査を行うに当たっては、下記の内容を遵守すること。

(1) 測定物質（揮発性有機化合物）

- ア ホルムアルデヒド
- イ トルエン
- ウ キシレン
- エ エチルベンゼン
- オ スチレン

(2) 測定箇所

- ア 住戸 住棟ごとに建設戸数の10%以上、1住戸2箇所以上（日照の多い居室）
- イ 集会所 集会室等（居室に該当する室）

室の床面積 $A\text{ m}^2$	$A \leq 50$	$50 < A \leq 200$	$200 < A \leq 500$
			0
測定箇所数	1	2	3

(3) 採取条件

品確法に基づく評価方法基準第5の6-3(3)のイに定める採取条件によること。

(4) 測定方法

品確法に基づく評価方法基準第5の6-3(3)のロに定める測定方法によること。

(5) 報告書の作成

調査後、遅滞なく調査結果を取りまとめ、品確法に基づく評価方法基準第5の6-3(3)のハ及びニに定める事項並びに各部屋の測定状況写真について、報告書として作成する。